

◆承認基準について～新事業活動とは～

- 経営革新計画の承認を受けるためには、その内容が「**新事業活動**」を行うことにより、「**相当程度の経営の向上**」を図るものであることが条件となる。なお、計画期間として3年～5年のいずれかが選択可能。

新事業活動とは

申請者たる事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型の事業を含むもの、又は、これらの事業を組み合わせた事業活動。この様な新たな事業活動とは、計画を作成する事業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても対象となります。

ただし、**自らの企画立案による創意ある取組である必要があり、既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外**となります。

新事業活動の内容

- 新商品の開発又は生産
- 新役務の開発又は提供
- 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動
- 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

◆承認基準について～相当程度の経営の向上とは～

相当程度の経営の向上とは

経営目標として、以下の2つの経営指標を承認に当たっての判断基準とします。

1.付加価値額の向上

企業全体の付加価値額（＝営業利益＋人件費＋減価償却費）又は、
従業員一人当たりの付加価値額（＝付加価値額÷従業員数）のいずれかについて、
事業期間**3年の場合**、3年後の目標**伸び率**が**9%**以上
事業期間**4年の場合**、4年後の目標**伸び率**が**12%**以上
事業期間**5年の場合**、5年後の目標**伸び率**が**15%**以上
の目標を立てることが必要です。

2.給与支給総額の向上

企業全体の給与支給総額（役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当。ただし福利厚生費、退職手当は含めず）
について
事業期間**3年の場合**、3年後の目標伸び率が4.5%以上
事業期間**4年の場合**、4年後の目標伸び率は6%以上
事業期間**5年の場合**、5年後の目標伸び率は7.5%以上
の目標を立てることが必要です。
また、**併せて計画終了年度の経常利益は黒字になる必要があります。**

（旧基準）※令和2年12月末までの申請の場合、旧基準でも申請可能

2.経常利益の向上

経常利益（＝営業利益－営業外費用：決算書とは異なるので注意）について
3年計画の場合、3年後の目標伸び率が3%以上（計画終了年度の利益は黒字）
4年計画の場合、4年後の目標伸び率は4%以上（計画終了年度の利益は黒字）
5年計画の場合、5年後の目標伸び率は5%以上（計画終了年度の利益は黒字）
の目標を立てることが必要です。